

BELS評価書の場合

こちらは一例です。評価書や通知書の記載内容、形式は変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

こちらのページ全体を
提出してください

① 「BEI値」が0.8以下

エネルギー消費

☆再エネなしの一次エネルギー消費

再エネなし

BEI値
0.80

再エネあり
(自家消費分)

削減率

BEI値

—

再エネあり
(自家消費分+売電分)

削減率

BEI値

—

断熱性能

〈段階表示の読み方〉国が定める省エネ基準はです。断熱性能が向上する毎にの段階が上がります。の数が多いほど高い断熱性能を有します。断熱の良さ(UA値)と日射の取得・遮蔽(ηAC値)を地域の区分毎に定められた基準値をもとに評価します。



外皮平均熱貫流率

UA値
0.46

冷房期平均日射取得率

ηAC値
1.2

6地域における評価の値

評価	1	2	3	4	5	6	7
UA値	—	1.67	1.54	0.87	0.60	0.46	0.26
ηAC値	—	—	3.8	2.8	2.8	2.8	2.8

達成項目

※達成した場合にのみ、チェックマーク✓とZEHマークが表示されます。

☒ ネット・ゼロ・エネルギー 

太陽光発電の売電分も含めてエネルギー収支がゼロ以下を達成

容量
000kW



評価情報

評価年月日	2026年5月15日	評価書交付番号	000-0000-00-00000
評価機関名	000000 評価機関		
評価員氏名	00 000		

建築物省エネ法に基づく

建築物の 省エネ性能の 評価書

第三者評価

BELS

建築物省エネルギー性能表示制度

住宅（住戸）

物件概要

建物名称：

000000部 新築工事

所在地：

東京都00区000

地域の区分：6地域

構造：木造

階数：地上2階

延べ面積：100.00㎡

評価概要

② 地域区分：6、UA値：0.6以下

地域区分1・2の場合：UA値0.4以下

地域3の場合：UA値0.5以下

地域4～7の場合：UA値0.6以下

※XMLID：
000-0000-00-00000

※1平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準などを定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づく基準をいいます。

BELS 評価書

申請者の連絡先

申請者の氏名又は名称

BELS評価書(旧書式)の場合

こちらは一例です。評価書や通知書の記載内容、形式は変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

こちらのページ全体を
提出してください

下記の建築物に関して、BELS 評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。

なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

① 「BEI値」が0.8以下

地域区分 6

評価結果



建築物に関する基本的事項

延べ面積

新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)

申請対象部分に関する基本的事項

用途 一戸建ての住宅

改修の竣工時期 (※1)

(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

評価結果

■一次エネルギー消費量基準

評価手法 (※2)

非住宅部分

住宅部分 (共用除く)

BEI の値 (削減率) (※3) 新築 (改修後等) 0.40 (60%削減)

単位面積当たりの
一次エネルギー消費量
(MJ/㎡・年)

設計値 (その他除く)

基準値 (その他除く)

改修前
設計値 (その他含む)

基準値 (その他含む)

■外皮性能基準

外皮性能

非住宅部分

住宅部分 適合 $U_A=0.56$

(※2) 平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) に基づく基準をいいます。

(※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

特記事項

■「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-M マーク」に関する事項

『ZEH』

再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4) 34%削減

再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4) 104%削減

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの定額売電によるエネルギーをいいます。

評価書交付年月日

評価書交付番号

評価機関名



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正：令和8年3月31日国土交通省告示第436号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 ☐ : 適合 ☐ : 不適合
申請年月日:

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

住宅性能評価書の場合

こちらは一例です。評価書や通知書の記載内容、形式は変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

1ページ目も
提出してください

2ページ目以降は
以下の部分を
提出してください

5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]
		外皮平均熱貫流率【 W/ (㎡・K) 】 冷房期の平均日射熱取得率【 】
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている (8地域を除く)
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)) に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度) が講じられている
		4 熱損失等の大きな削減のための対策が講じられている
		3 熱損失等の一定程の削減のための対策が講じられている
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
		1 その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域の区分 ※5-1
		床面積当たりの設計
		エネルギー利用効率
		エネルギー利用効率
		備を添く。) による
		8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
		7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
		6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)) に相当する程度) が講じられている
		5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)) に相当する程度) が講じられている
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)) に相当する程度) が講じられている
		3 一次エネルギー消費量の一定程の削減のための対策が講じられている
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
		1 その他